北陸大学教職員組合ニュース

北陸大学教職員組合 第 279 号 2008.12.26 発行

スペシャル勉強会なるものの中止を要求する。

嘗ての北陸大学には休日の勤務の強制について、それなりの抑制がありました。しかし、いつの間にか、遵法精神が消え、教職員の生活を脅かすことへの慮りも失せ、歯止め無く、時間外勤務、休日勤務を半強制的に命ぜられる状況に陥ってしまいました。

嘗て、グローバルアイを標榜した北陸大学ですが、世界の労働時間の短縮の趨勢に逆らい、働け働けの奴隷制を彷彿とさせる労働実態に近づいてきています。 戦前の日本海軍の月月火水木金金は決して誇るべきことではありません。

一体、本学の経営者は何を考えているのでしょうか。教職員を休ませず、疲弊 させてどうしようというのでしょうか。

法定の労働時間を超えて勤務することは褒められることではありませんが、 超過勤務を命じた場合は、経営者は、当然、その勤務に対する賃金を支払わなければなりません。その賃金には割り増し額が定められています。本学ではサービス残業が当たり前のようになっていて、最近も労基局の指導が入ったといわれています。

事務局の時間外勤務に対する手当てがどの程度、実態に即して支払われているか、現状では詳細は不明ですが、以前数千万円に及ぶ不払い賃金を組合が支払わせた経緯があります。しかし、少なくとも教員に対する時間外勤務の手当ては極めて限定的です。土曜日の教育日程・行事など、トップダウンで声高らかに実施を宣言するにもかかわらず、それに伴う法的遵守事項がなおざりにされているのです。

違法性は36協定といわれる労働協約に関しても見られます。労基法第36条に、時間外勤務を命じることが出来る前提として、労働時間の上限等を定めた協定を労働者側と使用者側が締結しなければなりません。薬学キャンパスではこの協約はなく、基本的に時間外労働・休日勤務を命じることは出来ないのです。大学側は、時間外勤務を少なくするよう努力するので協定締結に協力するよう要求していますが、どのように時間外勤務を制限していくのか、具体的な内容は示されず、太陽が丘の勤務実態を見るにつけ、また、来春1月10-11日の勉強会のように、更なる休日勤務を強制する現状では(実態は強制。強制でないならそうである担保が必要)、とても提案を信用することが出来ません。

250 日授業や国試などで休日勤務が増加していますが、手当を含め、代償措置がまともにとられていない状況で、勉強会などで休日出勤を増やさないように、組合は強い姿勢で糺していくことにしました。12月26日に、大学に対して、休日勤務のむやみな強制を止めるよう要求書を提出しました(次ページ)。

その昔、本学において企業のトップによる講演がありました。その中で講師は「CS (Customer's Satisfaction, 顧客の満足)は ES (Employee's Satisfaction, 労働者の満足)があって初めて成り立つ」と説いていました。本学の経営者は出席していましたが、聴いていなかったのでしょうか。

皆さんにお願いです。時間外勤務はきちんと記録を取っておいて下さい。そしてきちんと法令を遵守するよう経営者に要求しましょう。私たちの生活を守りましょう。

北陸大学教職組発 201号 2008年12月26日

学校法人 北陸大学 理事長 北元 喜朗 殿

> 北陸大学教職員組合 執行委員長 佐倉 直樹



休日勤務に関する要求書

2008年12月17日付けで、学長および管理本部長名で「新春スペシャル勉強会の開催について」の「案内」が、教職員に伝えられました。

「年明けの1月10日(土)及び11日(日)」の「休日」に、「万障繰り合わせの上、ご参加ください」と全教職員への参加が呼び掛けられています。また、25日にはその詳細な案内が電子メールと「With you」で配付されました。

北陸大学では、土曜日、日曜日は就業規則に記されているように、休日です(第35条)。さらに、就業規則には休日勤務に関して「労働基準法第36条の手続きを経て」と明記されています(第36条)。しかしながら薬学部キャンパスでは、「時間外及び休日の労働」を取り決めた「36協定」(『労働基準法』)を締結してはいません。

したがって、休日勤務を「万障繰り合わせ」とか、「教職員全員参加のもとで」と呼び掛けることは、明らかに労働基準法違反です。

休日出勤をむやみに強制するような行為は直ちに撤回するよう要求します。

仮に、やむを得ない事情があるとしても、休日勤務は労働基準法および就業規則に則って、割増賃金の支払い義務が経営側に発生します。これは代休をもって解消されるものではありません。代休を取得した場合は割増し分、代休を取得しない場合は割増し分を含む賃金が支払われなくてはいけません。

また、「250日教育」の実施に伴う過去の休日勤務には、上記と同様な支払い義務がありますが、現在までに明確な割増賃金の支払い実績がありませんので、その支払いも要求します。

なお、この要求は労働基準監督署の指導の下に行うものであることを、念の ため申し添えます。

以上